第5回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容

NO.	カテゴリー	Q	A
1	条例の最高法	河野委員は ,「自治基本条例と言っても , 他の条例とは横並び , 並列である。	第 5 回傍聴者意見として,委員に開示し
	規性について	 基本条例があっても後から制定された条例はこれに反するものであっても許さ	ます。
		れる」という主旨の発言をされた。法律の世界でも,基本法に発する立法は	
		効力をもてないと思う。また,多摩市の市民条例案では自治基本法に抵触する過	
		去の条例は見直すとまで謳っている。需要な論点なので , 市民懇談会でよく論議	
		していただきたい。	
2		条例と名がつけば,他の条例と同位とは限らない。教育基本法は同じ法律であ	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
		りながら,他の教育法の上位に位置する。条例でも同じ考え方を用いることは可	ます。
		能である。	
3		法の運用においては慣習法などのように慣習を重んじる傾向が判例等である。	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
		教育基本法等,基本法を他の法律より重んじているのは,慣習的な重みが法の上	ます。
		下関係をもっている事実もある。 - 基本法の制定は , 制定の最初から上位法の事	
		実がある。	
4		地方自治体の条例は,日本国の法令の範囲内で許されるものであり,それと矛	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
		盾する条例は,国の法令が優先される。条例は国の法令をどの様に,市民バルで	ます。
		実現していくかも大きな課題となる。	
5		目指すものが ,「理念」なのか「基本法」なのかの議論が必要であるように思	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
		われるが,如何。創るなら,「最高法規性」を目指したいと思う。これを前提と	ます。
		すれば , 齟齬をきたすところがある条例には手直しも視野に入れることになろう	
		と思うが,如何。	
6	条例の実効に	条例の運用効果は、 市民の参政内容や参政方法の研究、 市民の集団的研究	第 5 回傍聴者意見として,委員に開示し
	ついて	活動の促進等についても検討するべきである。	ます。

		地子中沙计等 1 . 4 冬の於計 5	第5回座職者会日レープ 乗号に開ニー
		地方自治法第14条の検討を。	第 5 回傍聴者意見として,委員に開示し
		(事務局補足)第14条 	ます。
		1 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に	
		関し、条例を制定することができる。	
		2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の	
		定めがあるものを除くほか、条例によらなければならない。	
		3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中	
		に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の	
		罰金、拘留、科料又は没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設ける	
		ことができる。	
7		条例で「権利があること」が規定されると、	第 5 回傍聴者意見として,委員に開示し
		- その権利が合理的に理由なく阻害されると , 裁判等において不法行為となる。条	ます。
		 例で規定される権利が実現されることは望ましいが ,実現できなくても法的に大	
		きな意味がある。	
8		条例も法の一種である。その条文には制定される意味があり,条文存在の意味	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
		を考えて市民は行動をとる必要がある。罰則を盛り込んだ条例条文も可能である	ます。
		が,この様な考え方にしたがって,条例条文を運用していくことが大切である。	
9		条例に罰則事項を設けるときは , 地域づくりをする上で , 国の法令上欠けてい	第 5 回傍聴者意見として,委員に開示し
		る事柄について ,市民にどうしても守ってもらう必要の範囲の必要最小限で規定	ます。
		するべきである。したがって,何が地域づくりをする上で市民が守る必要がある	
		のかをはっきりさせることが大切である。	
10	調布市の条例	条例は定型したものなのか?条例とは何かを研究し ,調布市の個性を持った基	第 5 回傍聴者意見として,委員に開示し
	の個性について	本条例を作ることが大切。	ます。
11		他の自治体でやっていない内容や表現であっても,調布市の条例で作ることは	第 5 回傍聴者意見として,委員に開示し
		可能である。市民が守る意義が高いもの,市民が理解しやすい表現を研究して条	ます。

		例化していくことが大切。	
12		基本条例はある程度抽象的にならざるを得ない。内容をなるべく実効的にして	第 5 回傍聴者意見として,委員に開示し
		│ │ いくことも大切だが , それと同様に大事なのは策定プロセスに市民がどれだけ関	ます。
		われるか,その中で,自治意識や帰属意識,地元への愛着の気持ちを育てること	
		ではないだろうかと感じた。内容面のみならず , プロセス面で調布市としてのオ	
		リジナリティを追求していくという道もあるのではないか。	
13	策定のプロセ	思想によるものづくりは,最初から完成に近いものをつくるのではなく,とに	第 5 回傍聴者意見として,委員に開示し
	スについて	かく何でも良いから原案を作って ,それを何度も修正して完成していくのが一般	ます。
		的である。条例作りも思想によるものづくりであるから,この修正の過程に重き	
		をおくことが大切である。	
14		基本条例の公聴会は,市に対する希望を聞く会ではない。自分たちの多様な希	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
		望をどのようにまとめ,実現していくかのプロセスやその基になる理念のあり方	ます。
		を聞く会である。 中高生に対してなど	
15		7月までに中間報告をまとめ、8月に市民の意見をグリーンホール等で聞き、	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
		9~10月の会で最終案をまとめることを提案する。	ます。
16		懇談会の主要な課題が「盛り込むべき事項」なら,その部分の作業を早め,整	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
		理された事項での議論が大切と思われるが如何。時間をかけて取り組まれること	ます。
		を期待する。急ぐ必要はないと思う。	
17		(再掲)基本条例はある程度抽象的にならざるを得ない。内容をなるべく実効的	第 5 回傍聴者意見として,委員に開示し
		にしていくことも大切だが , それと同様に大事なのは策定プロセスに市民がどれ	ます。
		だけ関われるか、その中で、自治意識や帰属意識、地元への愛着の気持ちを育て	
		ることではないだろうかと感じた。内容面のみならず,プロセス面で調布市とし	
		てのオリジナリティを追求していくという道もあるのではないか。	
18	その他	自治とは,市と市民だけの関係を示すものではない。市の協力を得ながら,市	第5回傍聴者意見として,委員に開示し

	民同士が協力し合ってまちづくりなどをしていくことも自治である。ここでは市	ます。
	民同士の共同した自治の形態が重要な意味をもつ。	
19	「住民自治」とは,市の行政を従来のように,市長,市議会,議員に対して直	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
	接選挙によってまかせることだけを意味するものではない。NPO,市内各自治	ます。
	体,個人の市役所ホームページ掲示板等による政策研究発表等の多様な賛成手段	
	により,行政内容を決定していくプロセスも含んでいると考えるべき。	
20	用語や表現はどうしても,複数の解釈を可能にしてしまうことが法制定技術上	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
	出てくる。どの様な法制定の意思を持って用語や表現がなされているかを大切に	ます。
	することが必要である。	
21	事務量が増加した場合、その事務が本当に必要なものなのか、常に検討するべ	第5回傍聴者意見として,委員に開示し
	きで,無駄の排除には気を配るべきである。民主主義上の住民参加において,本	ます。
	当に必要なものは,役所は率先してやることが仕事であり,忌避なことは汚職の	
	ように考えるべきである。	